

スクールバス

運行規則

運行規則細則

2019年4月1日改正

ホーチミン日本人学校

スクールバス利用者連絡会

スクールバス運行規則

ホーチミン日本人学校

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規則はホーチミン日本人学校運営委員会規則(以下運営委員会規則という)第 17 条に基づき、学校のスクールバス運行について定める。
- 第 2 条 運営委員長は、学校のスクールバス運行に関し、この規則の定めるものの他、その権限と責任において細目を定めることができる。

第 2 章 目的・責任の所在

- 第 3 条 「人命および安全第一」を基本方針とし、児童生徒がスクールバスを利用してより安全に、より確実に、集団で通学すること、また、学習活動に活かすことを目的とする。
前項以外に、児童生徒の学習活動に支障ない範囲内において、PTA 活動並びに校務車として活用することができる。
- 第 4 条 保護の対象は、スクールバスによる、登下校中または校外学習等のための移動中の児童生徒とする。
前項以外に、PTA 活動並びに校務車として利用した者についても、保険の範囲内で保護の対象とする。
- 第 5 条 通学時における安全責任は保護者とし、学習活動にバスを利用する際の安全責任は日本人学校運営委員会（以下『運営委員会』と呼ぶ）が負うものとする。但し、保険で補償できる範囲内の責任とする。

第 3 章 組 織・役 割

- 第 6 条 種々の危険から保護することと、スクールバスが円滑に運行されることを目的として、スクールバス利用者連絡会（以下『利用者連絡会』と呼ぶ）を設置する。
- 第 7 条 利用者連絡会に次の役員を置く。
スクールバス担当 …… 1 名
スクールバス副担当 …… 1 名
スクールバス係 …… 複数名

第8条 スクールバス係（以下『バス係』と呼ぶ）の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合はこれを補う。

第9条 連絡会は、下記を持って構成する。
保護者代表……バス担当1名・バス副担当1名
原則として各号車バス係1名
学校代表 …… 2名
※ バス運行会社より数名オブザーバー参加

第10条 バス担当は、選考によって選出する。また再任はさまたげない。
各号車代表は、各号車内で選出する。欠員があった場合の選出も同様とする。
他のPTAの委員との重任はさまたげない。また再任もさまたげない。
バス副担当は、PTA 副会長が重任する。

第11条 バス担当は、利用者連絡会を代表し一切の会務を統括する。
バス副担当は、バス担当を補佐する。
号車バス係は、各号車を取りまとめる。

第12条 バス担当は、年度当初に定期利用者連絡会を開催する。その他必要に応じてバス担当は連絡会を招集することができる。

第13条 利用者連絡会内で決定する事項は以下のとおりとする。
①基本運行ルート上の停車場所の決定
②スクールバス運行に関わる諸事項は、学校側の要請に基づき利用者連絡会内で決定する。ただし、スクールバスの台数に関わること、スクールバス運営費、基本運行ルート、その他スクールバス運行上の重要事項は、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定するものとする。

第14条 この利用者連絡会の事務局はホーチミン日本人学校に置く。

第 4 章 基本運行ルートの制定と見直し・バス台数

第15条 基本運行ルートの制定と見直しは、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。年度初めにおいては、運営委員会の決定までの間、暫定ルートで運行する。

第16条 基本運行ルートは、出発地点から到着地点（日本人学校）までの所要時間を、原則1時間以内とする。（「1時間規定」と呼ぶ）

第17条 基本運行ルート上の停車場所は、利用者連絡会が決定する。

第18条 基本運行ルートに運用上の支障が発生した場合は、利用者連絡会が変更することができる。運営委員会の承認は、事後承認を可とする。また、緊急を要する場合は、校長が対応を決定し、運営委員長に報告する。

第19条 バスの台数については、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。

第 5 章 スクールバス使用料

第20条 スクールバス使用料については、「入学金・授業料及びスクールバス使用料徴収並びに滞納者対応規則」に従う。
学習活動及び校務車としての活用に対し、学校運営費から使用料総額の50%を限度として負担する。

第 6 章 保護者理解と安全対策

第21条 利用者連絡会は、保護者並びにスクールバスに関わるものが、スクールバス運行に関する諸事項及び安全対策について理解するように「スクールバス利用の手引き」を作成する。

第22条 利用者連絡会は、スクールバス運行時における安全対策を図るため、危機管理体制を明示する。

第 7 章 改 正

第23条 この規則は、運営委員の過半数が出席し、その過半数の賛成により改正できる。

第 8 章 付 則

第24条 この規則は、2002年11月1日から施行する。
この規則は、2003年 8月1日から施行する。
この規則は、2004年 1月1日から施行する。
この規則は、2009年 4月1日から施行する。
この規則は、2010年 4月1日から施行する。
この規則は、2014年 4月1日から施行する。
この規則は、2018年 4月1日から施行する。
この規則は、2019年 4月1日から施行する。